



## 【注意事項】

### ◇ 個人情報の取扱いについて

寄附者の個人情報（氏名、住所、電話番号）については、寄附金の受入手続きの目的で使用するものであり、この目的以外に本人の同意なく使用し、又は第三者へ提供することはありません。

### ◇ 寄附者のご芳名又は法人名等をウェブサイト、広報誌等で公開することについて

富山大学では、本基金へご寄附いただいた皆様に謝意を表すため、ご芳名又は法人名等（匿名希望の方を除く。）をウェブサイト、広報誌等に掲載し、富山大学の歴史に残させていただきます。

### ◇ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対する本件情報の開示について

富山大学では「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」（平成13年12月5日法律第140号）第5条の規定に基づき、外部からの開示請求に応じて、寄附に関する情報を公開しております。

寄附者のご芳名又は法人名、富山大学基金にご寄附いただきました寄附金については、開示請求あれば公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。（匿名希望の個人のご芳名については、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきます。）

## 【税制上の優遇措置】

富山大学への寄附金については、税制上の優遇措置が受けられます。

本学が発行する「寄附金受領証明書」を添えて、確定申告により手続きをお取りください。

なお、「寄附金受領証明書」は、寄附金の入金を確認させていただいた後にお送りいたします。

### ◇ 個人からのご寄附に対する措置

寄附金額が2千円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。ただし、寄附金の額が総所得の40%を上回る場合は、40%が限度となります。（所得税法第78条第2項第2号）

所得税の軽減額 = (寄附金額 × 1 - 2,000 円) × 所得税の税率

※ 1

総所得額の40%を限度

さらに、寄附された翌年の1月1日に富山県内にお住まいの方は、県民税及び市町村民税の寄附金税額控除を受けることができます。2千円を超え総所得額の30%までの寄附金額に対し、県民税は4%、市町村民税6%を乗じた額が控除されます。（富山県税条例、県内市町村税条例で指定されています。）

富山県以外にお住まいの方は、それぞれお住まいの都道府県及び市町村により取扱いが異なりますので、お問合せ願います。

個人住民税の軽減額

・ 県民税 = (寄附金額 × 2 - 2,000 円) × 4%

・ 市町村税 = (寄附金額 × 2 - 2,000 円) × 6%

※ 2

総所得額の30%を限度

### ◇ 法人等からのご寄附に対する措置

寄附金の全額を損金算入することができます。（法人税法第37条第3項第2号）

## 【今後の取扱い】

この「富山大学基金寄附申込書」が大学に到着しましたら、本学から富山大学基金振込用紙をお送りいたします。

分割払いをご希望される方には、第2回目以降の払込予定日前に、前回と同様の書類を順次お送りいたします。

なお、既に「富山大学基金振込用紙」を入手され、これにより払込み手続きをされる場合には、この寄附申込書の提出は不要ですので、念のため申し上げます。

### ◇ 法人・団体等の皆様へのお願い

今後の事務連絡（「富山大学基金振込用紙」等送付）のため、以下にご記入ください。

#### □ 担当部署、担当者の連絡先

- ・ 担当部署名；
- ・ 担当者氏名；
- ・ 電話番号；
- ・ e-mail アドレス；

#### □ 「富山大学基金振込用紙」等の送付先（下記のどちらかにレをご記入ください。）

□ 富山大学基金振込用紙等は寄附申込者（代表者）宛に送付

□ 富山大学基金振込用紙等は上記の担当者宛に送付

## 【お問合せ先】

富山大学総務部総務課広報・基金室（基金担当）

TEL ; 076-445-6178

〒930-8555

FAX ; 076-445-6063

富山市五福3190

E-mail ; kikin@adm.u-toyama.ac.jp